

	① 鳥取県手話言語条例 H25.10.8 鳥取県	② 神奈川県手話言語条例 H26.12.25 神奈川県	③ 群馬県手話言語条例 H27.3.20 群馬県
前文	<p>ろう者は、物の名前、抽象的な概念等を手指の動きや表情を使って視覚的に表現する手話を音声の代わりに用いて、思考と意思疎通を行っている。</p> <p>わが国の手話は、明治時代に始まり、ろう者の間で大切に受け継がれ、発展してきた。ところが、明治13年にイタリアのミラノで開催された国際会議において、ろう教育では読唇と发声訓練を中心とする口話法を教えることが決議された。それを受け、わが国でもろう教育では口話法が用いられるようになり、昭和8年にはろう学校での手話の使用が事実上禁止されるに至った。これにより、ろう者は口話法を押し付けられることになり、ろう者の尊厳は著しく傷付けられてしまった。</p> <p>その後、平成18年に国際連合総会で採択された障害者の権利に関する条約では、言語には手話その他の非音声言語を含むことが明記され、憲法や法律に手話を規定する国が増えている。また、明治13年の決議も、平成22年にカナダのバンクーバーで開催された国際会議で撤廃されており、ろう者が手話を大切にしているとの認識は広まりつつある。</p> <p>しかし、わが国は、障害者の権利に関する条約を未だ批准しておらず、手話に対する理解も不十分である。そして、手話を理解する人が少なく、ろう者が情報を入手したり、ろう者以外の者と意思疎通を図ることが容易ではないことが、日常生活、社会生活を送る上の苦労やろう者に対する偏見の原因となっている。</p> <p>鳥取県は、障がい者への理解と共生を県民運動として推進するあいサポート運動の発祥の地である。あいサポート運動のスローガンは「障がいを知り、共に生きる」であり、ろう者とろう者以外の者が意思疎通を活発にすることがその出発点である。</p> <p>手話がろう者とろう者以外の者とのかけ橋となり、ろう者の人権が尊重され、ろう者とろう者以外の者が互いを理解し共生する社会を築くため、この条例を制定する。</p>	<p>手話は、手や指、体の動きなどを用いる独自の語彙及び文法体系を有し、ろう者とろう者以外の者が、互いの人権を尊重して意思疎通を行うために必要な言語である。</p> <p>我が国におけるその起源は明治時代とされ、これまで、ろう者の間で大切に受け継がれ、発展を遂げてきたが、過去には、口の形を読み取り、意思を発音し、又は発声する口話法による意思疎通が推し進められ、手話の使用が制約された時代もあった。</p> <p>その後、平成18年12月の国際連合総会において、障害者の権利に関する条約が採択され、平成26年1月、我が国はこれを批准した。この条約の採択により、手話が言語であることが世界的に認められ、ろう者による歴史的、文化的所産である手話に対する理解の促進が期待されている。</p> <p>そうした中、我が国では、手話が言語であることを障害者基本法において明らかにしたもの、いまだ手話に対する理解が浸透しているとは言えないことから、手話に対する県民の理解を深め、これを広く普及していく必要がある。</p> <p>こうした認識の下、手話を普及するための施策を総合的かつ計画的に推進し、全ての県民が互いを理解し合える地域社会を構築するため、この条例を制定する。</p>	<p>手話は、物の名前や抽象的な概念等を手指の動きや表情を使って視覚的に表現する言語であり、ろう者の思考や意思疎通の際に用いられている。</p> <p>わが国の手話は、明治時代に始まり、ろう者の間で大切に受け継がれ、発展してきた。しかし、発音訓練を中心とする口話法の導入により、昭和八年にはろう学校での手話の使用が事実上禁止されるに至った。当時のろう教育は、手話とろう者に対する理解が乏しかつたため、結果的に十分に手話を使う権利や、少なからずろう者の尊厳が損なわれてきた。</p> <p>手話の普及を図るために、戦後間もない昭和二十二年五月に、全国から二百人以上のろう者が群馬県の伊香保温泉に集い、これを出発点に全国各地へ手話の普及活動を展開させ、今に至っている。</p> <p>現在では、憲法や法律に手話を規定する国も増えており、平成十八年に国際連合総会で採択された障害者の権利に関する条約において、言語には手話その他の非音声言語を含むことが明記された。そして、わが国でも平成二十三年に改正された障害者基本法において言語に手話を含むと規定され、平成二十六年には障害者の権利に関する条約が批准されている。</p> <p>群馬県では、平成十五年に人にやさしい福祉のまちづくり条例を制定し、障害者への理解と共生を推進してきている。そこで、手話は言語であるとの認識に立ち、県民に広くろう者と手話に対する理解を広め、ろう者の人権を尊重し、日常生活や社会生活を安心して送り、ろう者とろう者以外の者が互いを理解し共生する「まちづくり」の展開を目指し、更に、等しく全ての障害者への理解と共生社会の実現に寄与すべくこの条例を制定する。</p>
目的	この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話の普及に関し基本理念を定め、県、市町村、県民及び事業者の責務及び役割を明らかにするとともに、手話の普及のための施策の総合的かつ計画的な推進に必要な基本的事項を定め、もってろう者とろう者以外の者が共生することのできる地域社会を実現することを目的とする。	この条例は、手話がろう者の意思疎通及び情報の取得又は利用のための手段としての言語であり、手話を選択する機会が可能な限り確保されなければならないものであることに鑑み、手話の普及等に関する基本理念を定め、県の責務並びに県民及び事業者の役割を明らかにするとともに、手話の普及等に関する施策を推進するための基本的事項を定め、もってろう者とろう者以外の者が相互にその人格と個性を尊重し合いながら共生することのできる地域社会を実現することを目的とする	この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話に関する基本理念を定め、県、市町村、県民及び事業者の責務及び役割を明らかにするとともに、手話に関する施策の総合的かつ計画的な推進に必要な基本的事項を定め、もってろう者とろう者以外の者が共生し、また、等しく全ての障害者福祉の向上に寄与することのできる地域社会を実現することを目的とする。
手話意義の	手話は、独自の言語体系を有する文化的所産であって、ろう者が知的で豊かな社会生活を営むために大切に受け継いできたものであることを理解しなければならない。		手話は、ろう者が自ら生活を営むために使用している独自の体系を持つ言語であって、豊かな人間性を涵（かん）養し、及び知的かつ心豊かな生活を送るための言語活動の文化的所産であると理解するものとする。
基本理念	手話の普及は、ろう者とろう者以外の者が相互の違いを理解し、その個性と人格を互いに尊重することを基本として行われなければならない。	手話の普及等は、手話が、独自の言語体系を有する文化的所産であって、ろう者が知的で豊かな日常生活又は社会生活を営むために大切に受け継いできたものであり、ろう者とろう者以外の者が相互にその人格と個性を尊重し合いながら共生することのできる地域社会の実現のための意思疎通及び情報の取得又は利用の手段として必要な言語であることについての県民の理解の下に、推進されなければならない。	ろう者とろう者以外の者が、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生することを基本として、ろう者の意思疎通を行う権利を尊重し、手話の普及を図るものとする。

	① 鳥取県手話言語条例 H25.10.8 鳥取県	② 神奈川県手話言語条例 H26.12.25 神奈川県	③ 群馬県手話言語条例 H27.3.20 群馬県
自治体の責務	<p>(県の責務) 県は、前条の基本理念にのっとり、市町村その他の関係機関と連携して、ろう者が日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去について必要かつ合理的な配慮を行い、手話の普及その他の手話を使用しやすい環境の整備を推進するものとする。</p> <p>2 県は、ろう者及び手話通訳者の協力を得て、手話の意義及び基本理念に対する県民の理解を深めるものとする。</p> <p>(市町村の責務) 市町村は、基本理念にのっとり、手話の意義及び基本理念に対する住民の理解の促進並びに手話の普及その他の手話を使用しやすい環境の整備に努めるものとする。</p>	<p>(県の責務) 県は、前条に定める基本理念にのっとり、社会的障壁の除去に関する必要かつ合理的な配慮を行うとともに、手話を使用する者の協力を得て、手話の普及等を推進する責務を有する。</p> <p>(市町村との連携及び協力) 県は、手話の普及等に関する施策の推進に当たっては、市町村と連携し、及び協力するよう努めるものとする。</p>	<p>県は、市町村その他の関係機関と連携して、ろう者が日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるようなものの除去について必要かつ合理的な配慮を行い、手話の普及その他の手話を使用しやすい環境の整備に努めるものとする。</p> <p>2 県は、ろう者及び手話に関わる者の協力を得て、この条例の目的及び基本理念に対する県民の理解を深めるものとする。</p> <p>(市町村との連携及び協力) 県は、この条例の目的及び基本理念に対する県民の理解の促進並びに手話の普及その他の手話を使用しやすい環境の整備に当たっては、市町村と連携し、及び協力するよう努めるものとする。</p>
住民の役割	<p>県民は、手話の意義及び基本理念を理解するよう努めるものとする。</p> <p>2 ろう者は、県の施策に協力するとともに、手話の意義及び基本理念に対する県民の理解の促進並びに手話の普及に努めるものとする。</p> <p>3 手話通訳者は、県の施策に協力するとともに、手話に関する技術の向上、手話の意義及び基本理念に対する県民の理解の促進並びに手話の普及に努めるものとする。</p>	<p>県民は、基本理念にのっとり、手話に対する理解を深めるよう努めるものとする。</p> <p>2 手話を使用する者は、基本理念にのっとり、県が実施する手話の普及等に関する施策に協力するとともに、手話の普及に努めるものとする。</p>	<p>県民は、この条例の目的及び基本理念を理解するよう努めるものとする。</p> <p>2 ろう者は、県の施策に協力するとともに、この条例の目的及び基本理念に対する県民の理解の促進並びに手話の普及に努めるものとする。</p> <p>3 手話に関わる者は、県の施策に協力するとともに、手話に関する技術の向上、この条例の目的及び基本理念に対する県民の理解の促進並びに手話の普及に努めるものとする。</p>
事業割者の役割	事業者は、ろう者が利用しやすいサービスを提供し、ろう者が働きやすい環境を整備するよう努めるものとする。	事業者は、基本理念にのっとり、ろう者に対しサービスを提供するとき、又はろう者を雇用するときは、手話の使用に関して配慮するよう努めるものとする。	事業者は、ろう者が利用しやすいサービスを提供し、ろう者が働きやすい環境を整備するよう努めるものとする。
施策の推進	<p>県は、障害者基本法第11条第2項に規定する鳥取県障害者計画において、手話が使いやすい環境を整備するために必要な施策について定め、これを総合的かつ計画的に推進するものとする。</p> <p>2 知事は、前項に規定する施策について定めようとするときは、あらかじめ、鳥取県手話施策推進協議会の意見を聴かなければならない。</p> <p>3 知事は、第1項に規定する施策について、実施状況を公表するとともに、不断の見直しをしなければならない。</p>	<p>県は、基本理念にのっとり、手話の普及等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、手話の普及等に関する計画（以下「手話推進計画」という。）を策定し、これを実施しなければならない。</p> <p>2 県は、手話推進計画の策定又は変更に当たっては、県民の意見を聴き、これを反映することができるよう、必要な措置を講ずるものとする。</p>	県は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第十二条第二項の規定による群馬県障害者計画において、手話が使いやすい環境を整備するために必要な施策について定め、これを総合的かつ計画的に推進するものとする。
財政措置上の役割	県は、手話の普及に関する取組を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。	県は、手話の普及等に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。	県は、手話に関する取組を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

	④ 石狩市手話に関する基本条例 H25.12.16 石狩市	⑤ 手話に関する基本条例 H26.3.5 新得町	⑥ 手話に関する基本条例 H26.9.19 鹿追町	⑦ 松阪市手と手をハートでつなぐ手話条例 H26.3.24 松阪市
前文	<p>言語は、お互いの感情を分かり合い、知識を蓄え文化を創造する上で不可欠なものであり、人類の発展に大きく寄与してきた。</p> <p>手話は、音声言語である日本語と異なる言語であり、耳が聞こえない、聞こえづらい者が、物事を考え会話をする時に使うものとして育まれてきた。</p> <p>障害者の権利に関する条約や障害者基本法において、言語として位置づけられた手話を、市民が使いやすい環境にしていくことは、市の責務であり、今こそ、その取組を進めていくことが必要である。</p> <p>ここに、手話を言語として認知し、市民が手話の理解の広がりを実感できる石狩市を目指し、この条例を制定する。</p>	<p>「ろう者と共に生きる」町づくりを進めるため、手話が言語であるとの認識に基づき、手話の理解と広がりをもって地域で支え合う住みよい町を目指し、ここにこの条例を制定するものです。</p> <p>町とろう者との関係は、まだ戦後の混乱期であった昭和28年にろう学校の生徒たちが卒業後も自立して安定した生活が送れるよう、聴覚障がい者の自立と職業訓練のために身体障害者授産所わかふじ寮が創設されたのが始まりです。</p> <p>以来、聴覚障がい者を中心とした福祉事業を町民と一緒に作り上げ、新得町が「福祉の町」「手話の町」といわれるようになりました。</p> <p>「手話」は、ろう者の日常生活にとって大切なコミュニケーション手段です。手話を使い安心して暮らすことのできる町づくりに向け、全力を挙げて取組ます。</p>	<p>障害者の権利に関する条約や障害者基本法において、言語として位置づけられた手話を言語として認知し、ろう者が日常生活や職場などで自由に手話を使ったコミュニケーションが取れる町づくりに向け、町民と共に手話の理解の広がりを目指し、この条例を制定する。</p>	<p>言語は、お互いの感情を理解し合い、知識を蓄え、文化を創造する上で欠かすことのできないものです。</p> <p>手話は、手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現する言語です。</p> <p>ろう者は、物事を考え、コミュニケーションを図り、お互いの気持ちを理解し合うために、また、知識を蓄え、文化を創造するために必要な言語として手話を大切に育んできました。</p> <p>しかしながら、これまで手話が言語として認められてこなかったことや、手話を使用することができる環境が整えられてこなかったことなどから、ろう者は、必要な情報を得ることもコミュニケーションをとることもできず、多くの不便や不安を感じながら生活してきました。</p> <p>こうした中で、障害者の権利に関する条約や障害者基本法において、手話は言語として位置づけられましたが、手話に対する理解の広がりを未だ感じる状況にありません。</p> <p>ここに、手話が言語であるとの認識を広め、市民みんなが手話の理解に努め、使用することができる環境を整えることにより、手と手でお互いのハートをつなぎ、市民みんなが当たり前の幸せを実感できる松阪市を目指し、この条例を制定するものです。</p>
目的	この条例は、市民の手話への理解の促進を図ることにより、地域における手話の使いやすい環境を構築することで、手話を使用する市民が、手話により、自立した日常生活を営み、社会参加をし、及び心豊かに暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。	この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき手話の理解と普及に関して基本理念を定め、町、市民及びろう者を支援している事業者の責務及び役割を明らかにするとともに、町が実施する施策の基本的事項を定めることにより全ての町民がろう者と共に生きる地域社会を実現することを目的とする。	この条例は、手話を言語であるとの認識に基づき、町民の手話への理解の促進を図ることにより、地域における手話の使いやすい環境を構築することで、手話を使用する町民や来町者が手話により、自立した日常生活を営み、社会参加をし、及び心豊かに暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。	この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき手話の普及及び地域において手話を使用しやすい環境の構築に関し、基本理念を定め、市及び市民の責務及び役割を明らかにするとともに、総合的かつ計画的に推進し、もって全ての人が安心して暮らすことができる地域社会を実現することを目的とします。
手話の意義		手話は、ろう者がコミュニケーションを取るときや物事を考えたりするときに使うことばで、手指の動きや表情などを使って概念や意見を視覚的に表現する視覚言語であることを理解しなければならない。	手話は、ろう者がコミュニケーションをとったり物事を考えたりするときに使うことばで、手指の動きや表情などを使い概念や意見を視覚的に表現する視覚言語であることを理解しなければならない。	
基本理念	(手話により意思を伝え合う権利の尊重) 市民は、手話により相互に意思を伝え合う権利を有し、その権利は尊重されなければならない。	町民の手話への理解の促進を図ることにより、手話でコミュニケーションを図りやすい環境を構築するものとする。 2 手話を使用する町民が、自立した日常生活を営み、地域における社会参加に努め、安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指すものとする。 3 手話を使用する町民は、手話による意思疎通を円滑に図る権利を有し、その権利は尊重されなければならない。		手話の理解及び普及は、手話が言語であること、手話を必要とする人が手話により意思疎通を円滑に図る権利を有していること、その権利を最大限尊重することを基本として行わなければならないものとします。

	④ 石狩市手話に関する基本条例 H25.12.16 石狩市	⑤ 手話に関する基本条例 H26.3.5 新得町	⑥ 手話に関する基本条例 H26.9.19 鹿追町	⑦ 松阪市手と手をハートでつなぐ手話条例 H26.3.24 松阪市
自治体の責務	市は、市民の手話に対する理解を広げ、手話を使いやすい環境にするための施策を推進するものとする。	町は、手話を使い安心して暮らすことができる地域社会の実現を図るための施策を推進するものとする。	町は、町民の手話に対する理解を広げ、手話を使いやすい環境にするための施策を推進するもの。	市は、基本理念にのっとり、手話の普及と、手話を必要とする市民があらゆる場面で手話による意思疎通ができ、自立した日常生活や地域における社会参加を保障するため、必要な施策を講ずるものとします。
住民の役割	市民は、手話の理解を深め、市が推進する施策に協力するよう努めるものとする。	町民は、地域社会で共に暮らす一員として、手話を使い安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与するよう努めるものとする。 2 手話を使用する町民は、町の施策に協力するとともに、手話の意義及び基本理念に対する理解の促進並びに手話の普及に努めるものとする。 3 事業者は、ろう者が利用しやすいサービスを提供し、ろう者が働きやすい環境を整備するよう努めるものとする。	町民は、手話の理解を深め、町が推進する施策に協力するよう努めるものとする。	市民は、基本理念に対する理解を深め、市の施策に協力するとともに、地域において手話を使用しやすい環境の構築に努めるものとします。
事業者役割の		(ろう者を支援している福祉事業者の役割) ろう者を支援している福祉事業者は、町の施策に協力するとともに、手話に対する町民の理解並びに手話の普及に努めるものとする。		
施策の推進	市は、施策を推進するための方針を策定するものとする。 2 施策の推進方針は、市が別に定める障害者に関する計画との調和が保たれたものでなければならぬ。 3 施策の推進方針においては、次の事項を定めるものとする。 (1) 手話の普及啓発に関する事項 (2) 手話による情報取得及び手話の使いやすい環境づくりに関する事項 (3) 手話による意思疎通支援の拡充に関する事項 (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項 4 市は、施策の推進方針を定め、又はこれを変更する時は、あらかじめ、手話を使用する市民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。 5 施策の推進方針は、これを公表するものとする。	町は、町民が手話を使い安心して暮らすことができる地域社会の実現を図るために必要な施策を策定するものとする。 2 施策には、次の事項を定めるものとする。 (1) 手話の普及及び理解の促進に関する事項 (2) 手話による情報取得に関する事項 (3) 手話による意思疎通支援に関する事項 3 町は、施策の策定又は変更、及び推進の評価を必要とするときは、手話を使用する町民や関係する町民の意見を反映するために必要な措置を講ずるものとする。	町は、施策を推進するための方針を策定するものとする。 2 施策の推進方針は、町が別に定める障害者に関する計画との調和が保たれたものでなければならない。 3 施策の推進方針においては、次の事項を定めるものとする。 (1) 手話の普及啓発及び理解の促進に関する事項 (2) 手話による情報取得に関する事項 (3) 手話による意思疎通支援に関する事項 (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項	市は、次の各号に掲げる施策を総合的かつ計画的に実施するものとします。 (1) 手話に対する理解及び手話の普及を図るための施策 (2) 市民が手話による意思疎通や情報を得る機会の拡大のための施策 (3) 市民が意思疎通の手段として手話を選択することが容易にでき、かつ、手話を使用しやすい環境の構築のための施策 (4) 手話通訳者の配置の拡充及び処遇改善など、手話による意思疎通支援者のための施策 2 市は、前項に規定する施策を推進するための方針を策定するものとします。 3 市は、施策の策定方針を定めるため、聴覚障害者及び意思疎通支援者等が参画する松阪市手話施策推進会議を設置します。
財政措置上の	市は、手話に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。	町は、手話に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。	町は、手話に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。	市は、手話に関する施策を積極的に推進するため必要な財政上の措置を講ずるものとします。

	⑧ 嬉野市心のかけ橋手話言語条例 H26.6.20 嬉野市	⑨ 加東市手話言語条例 H26.11.27 加東市	⑩ 萩市手話言語条例 H26.12.18 萩市	⑪ 篠山市みんなの手話言語条例 H26.12.19 篠山市
前文		<p>言語は、お互いの感情を分かり合い、知識を蓄え、文化を創造する上で不可欠なものであり、人類の発展に大きく寄与してきた。</p> <p>手話は、音声言語である日本語とは異なる言語であり、手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現する言語である。ろう者は、物事を考え、意思疎通を図り、お互いの気持ちを理解し合うために、また、知識を蓄え、文化を創造するために必要な言語として手話を大切に育んできた。</p> <p>しかしながら、これまで手話が言語として認められてこなかったことや、手話を使用することができる環境が整えられてこなかったことなどから、ろう者は、必要な情報を得ることも意思疎通を図ることもできず、多くの不便や不安を感じながら生活してきた。</p> <p>こうした中で、障害者の権利に関する条約や障害者基本法において、手話は言語として位置付けられたが、手話に対する理解の広がりをいまだ感じる状況はない。</p> <p>市民が、手話が言語であることを理解し、手話の広がりを実感することで、手話がろう者とろう者以外の者とのかけ橋となり、だれもが希望を持てる明るい加東市を目指してこの条例を制定する。</p>	<p>手話は、意思疎通のために用いる表現にとどまらず、ろう者が、知識を蓄え、文化を創造する上で欠かせないものとして大切に育んできた音声言語と異なる言語であり、あらゆる場面において手話により語ることができると社会の構築を推進することは、我が国のろう教育の礎の構築に尽力した山尾庸三ゆかりの地である本市の責務あります。このような認識の下、手話の理解及び普及を図り、もって手話が言語として使える地域社会の構築と、手話を用いて語る者とそれ以外の者が共生できるまちづくりを推進することを決意し、この条例を制定します。</p>	<p>篠山市で暮らしているろう者は、市民として生活を営んできました。しかし、聞こえないため、周りとの音声言語によるコミュニケーションや交流が難しく、また、十分な情報が得られないため、地域では暮らしにくく孤立しがちでした。聞こえる人も、ろう者のことを学び、理解する機会が少なく、ろう者に話しかけることをためらい、お互いが十分にわかり合うことができませんでした。手話は、手指や体、表情等で視覚的に表現する言語で、ろう者の中で生まれ大切に育み受け継がれてきました。それは、日本語とは異なる独自の体系をもっています。そして、ろう者やろう者と係わる人たちは、手話が言語として広がり、市民が日常的に直接コミュニケーションするとともに、手話通訳などの情報保障によって、誰もが取り残されることのない社会になることを願ってきました。</p> <p>私たちは、障害者の権利に関する条約や障害者基本法において、手話が言語として位置づけられることで、手話を必要とするすべての人が、いつでも自由に手話を使える地域社会となるよう取り組まなければなりません。</p> <p>ここに、市民が、手話が言語であることを理解し手話の広がりを実感することで、すべての人が社会参加するとともに、こころ豊かな住みよい篠山市となることをめざしてこの条例を制定します。</p>
目的	この条例は、手話を言語であるとの認識に基づき、手話を普及させ、地域において手話を使いやすい環境を構築させるために、市の責務、市民の役割を明らかにするとともに、総合的かつ計画的に推進することにより手話を使用する市民が、手話により自立した日常生活を営み、社会参加をし、及び心豊かに暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする	この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、市民の手話への理解の促進を図り、地域における手話の使いやすい環境を構築することで、手話を使用する市民が、手話により、自立した日常生活を営み、及び社会参加をすること並びに全ての市民がろう者とともに生きる地域社会を実現することを目的とする。	この条例は、手話が言語であるとの認識の下、手話の理解及び普及に関する基本理念並びに市、市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、市が実施する施策の基本的事項を定め、もって手話を用いて語る者が安心して暮らすことができる又は訪れることができるまちづくりを推進することを目的とする。	この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話の理解及び普及に関し基本理念を定め、市の責務と市民の役割を明らかにするとともに、市が実施する施策の基本的事項を定めることにより、手話を必要とする市民が、あらゆる場面で手話による意思疎通を行い、自立した日常生活を営み、社会参加をし、安心して暮らすことのできる地域社会が実現することを目的とする。
手話義の				手話は、独自の言語体系を有する文化的所産であって、ろう者がさまざまな知識を得てこころ豊かな社会生活を営むために、大切に受け継いできたものであることを理解しなければならない。
基本理念	手話を必要とする人は、手話により意思疎通を円滑に図る権利を有し、その権利を尊重することを基本として手話に対する理解及びその普及を図つていかなければならない。	<p>手話は、独自の言語体系を有する文化的所産であって、ろう者が知的で心豊かな社会生活を営むために大切に受け継いできたものであることを理解しなければならない。</p> <p>2 手話を必要とする人は、手話により意思疎通を円滑に図る権利を有し、その権利を尊重することを基本として、手話に対する理解の促進及びその普及を図つていかなければならない。</p>	<p>手話は、ろう者が文化的かつ心豊かな社会生活を営むために大切に育んできた言語であることを理解しなければならない。</p> <p>2 ろう者は、手話による円滑な意思疎通を図る権利を有し、その権利は尊重されなければならない。</p> <p>3 手話の普及は、市、市民、事業者及び関係機関が相互に連携して推進されなければならない。</p>	手話の理解及び普及は、手話を必要とする市民が、手話により意思疎通を円滑に図る権利を有し、その権利が尊重されることを基本として行われなければならない。

	⑧ 嬉野市心のかけ橋手話言語条例 H26.6.20 嬉野市	⑨ 加東市手話言語条例 H26.11.27 加東市	⑩ 萩市手話言語条例 H26.12.18 萩市	⑪ 篠山市みんなの手話言語条例 H26.12.19 篠山市
自治体の責務	市は、基本理念にのっとり、手話を普及し、手話を必要とする人があらゆる場面で手話による意思疎通を行うことができるようになり、自立した日常生活及び地域における社会参加を保障するため、必要な施策を講ずるものとする。	市は、前条に規定する基本理念にのっとり、手話の意義及び基本理念に対する市民の理解の促進、手話の普及並びに手話を使用しやすい環境の整備に努めるものとする	市は、基本理念にのっとり、市民の手話の理解及び普及を図る施策並びにあらゆる場面で手話による円滑な意思疎通ができる地域社会を構築するための施策の推進に努めるものとする。	市は、市民の手話に対する理解を広げ、手話を使いやすい環境にするための施策を推進するものとする。
住民の役割	市民は、基本理念に対する理解を深め、市の施策に協力するとともに、地域において手話を使用しやすい環境の構築に努めるものとする。	市民は、手話の意義及び基本理念を理解するよう努めるものとする。 2 ろう者は、市の施策に協力するとともに、手話の意義及び基本理念に対する市民の理解の促進並びに手話の普及に努めるものとする。 3 手話通訳者は、市の施策に協力するとともに、手話に関する技術の向上、手話の意義及び基本理念に対する市民の理解の促進並びに手話の普及に努めるものとする。	市民は、地域社会で共に暮らす一員として、ろう者の人権を尊重し、市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。	市民は、手話の理解を深め、市が推進する施策に協力するよう努めるものとする。
事業者割の			事業者は、ろう者が利用しやすいサービスを提供するとともに、ろう者が働きやすい環境を整備するよう努めるものとする。	
施策の推進	市は、次に掲げる施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。 (1) 手話に対する理解及び手話の普及を図るための施策 (2) 市民が手話による意思疎通や情報を得る機会の拡大のための施策 (3) 市民が意思疎通の手段として容易に手話を選択することができ、かつ、手話を使用しやすい環境を構築するための施策 (4) 手話通訳者の拡充及び処遇改善等、手話による意思疎通支援者のための施策	市長は、施策を推進するための方針)として、次の各号に掲げる施策についての方針を定めるものとする。 (1) 手話に対する理解及び手話の普及を図るための施策 (2) 市民が手話による意思疎通や情報を得るための施策 (3) 手話通訳者の配置の拡充、処遇改善等、手話による意思疎通支援者のための施策 2 施策の推進方針は、障害者基本法第11条第3項及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条第1項の規定に基づく、加東市障害者基本計画、加東市障害福祉計画との整合が図られたものでなければならない。	市は、障害者基本法第11条第3項の規定により策定する障がい者計画において、次の各号に掲げる施策について定め、これを総合的かつ計画的に推進するものとする。 (1) 市民の手話の理解及び普及を図るための施策 (2) 手話による円滑な意思疎通ができる環境を構築するための施策 (3) 手話通訳者の派遣等によるろう者の社会参加の機会の拡大を図るための施策	市は、施策を推進するための方針を策定するものとする。 2 施策の推進方針においては、次の事項を定めるものとする。 (1) 手話の理解及び普及に関する事項 (2) 手話による情報取得及び手話の使いやすい環境づくりに関する事項 (3) 手話通訳者の配置又は派遣等意思疎通支援に関する事項 (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項。 施策を推進するため、篠山市手話施策推進委員会を置く。 2 委員会は、施策の推進方針及び実施状況について審議し、市長に意見を述べることができる。
財政措置上の	市は、手話に関する施策を積極的に推進するため必要な財政上の措置を講ずるものとする。	市長は、手話に関する施策を積極的に推進するため必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。		市は、手話に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。